

「洲本市観光シェアサイクル実証運行業務」
募集要領

令和 7 年 7 月
洲本市産業振興部
商工観光課

「洲本市観光シェアサイクル実証運行業務」 募集要領

本要領は、「洲本市観光シェアサイクル実証運行業務」に係る受託候補者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、最も優れた業務を提供できる事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

本事業は、洲本市における観光資源の更なる活用と地域内回遊性の向上を目的として、観光客及び市民が気軽に利用できるシェアサイクルサービスを実証的に導入するものである。

本市は、豊かな自然景観や歴史的文化資源を有しながらも、路線バス等の二次交通手段が限られているため、観光客にとって観光地間の移動や滞在中の自由な周遊に課題を抱えている。こうした交通の脆弱性を補完する手段として、シェアサイクルは柔軟かつ利便性の高い移動サービスとして有効であると考ええる。

また、近年増加するインバウンドに対しても、多言語対応の予約・決済システムや直感的に利用できる仕組みを備えたシェアサイクルは、受入体制の強化に資するとともに、洲本市内での消費機会の創出や周遊促進による地域経済の活性化を目指す。

さらに、環境負荷の少ないモビリティの普及を通じて、持続可能な観光地づくりを推進し、観光都市としての魅力向上と市民の暮らしの質の向上を両立させることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務 洲本市観光シェアサイクル実証運行業務
- (2) 業務内容等 別紙「洲本市観光シェアサイクル実証運行業務に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに従うこと。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年1月30日（金）まで
実証運行期間は契約日～令和7年12月末日までの間で連続して60日間実施することとし、詳細なスケジュールについては、本市と協議すること。
- (4) 設置場所 自転車の貸し出し・返却を行える拠点を2ヶ所以上設けること。
（洲本市港2 洲本バスセンター周辺及び市内1ヶ所）

3 契約限度額（委託上限額）

2,700,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※委託料の支払いは、原則として、業務の履行確認後、受託者の適正な請求に基づき支払うものとする。

4 契約方法

随意契約による

5 応募資格要件

(1) 参加者が備えるべき参加資格

単独又は共同事業体（JV）の企業とする。

(2) 参加資格要件

次の各号に定める要件をすべて満たす者に限り応募することができる。

(ア) 既に納期が到来している法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(イ) 洲本市による入札等参加の指名停止を受けていない者であること。

(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号、洲本市暴力団排除条例(平成 25 年洲本市条例第 2 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員に該当しないこと。及び同条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

(エ) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(オ) 本募集要領及び、仕様書の内容を遵守できること。

(カ) 共同事業体にて参加する場合は、共同事業体に関する協定書を締結していること。

(キ) 共同事業体にて参加する場合は、名称を定め事業を統括する代表事業者を選任していること。

(ク) 共同事業体の構成事業者は、重複して 1 者又は他の共同事業体として参加することができないものとする。

(ケ) 共同事業体を構成する各事業者は上記(ア)～(オ)に掲げる要件をすべて備えていること。

6 受託候補者選定等のスケジュール

受託候補者の選定及び契約の締結については、下記のとおり実施する。

内容	期日	備考
参加申込書（第 1 号様式） 参加資格確認書（第 2 号様式） 誓約書（第 3 号様式）の提出	令和 7 年 7 月 30 日（水） 午後 3 時から 令和 7 年 8 月 25 日（月） 午後 3 時まで	
質問書（第 4 号様式）等の提出	令和 7 年 8 月 13 日（水） 午後 3 時まで	
上記の質問書回答	令和 7 年 8 月 20 日（水）	
企画提案書の提出 ・表紙のみ（第 5 号様式） ・提案内容資料	令和 7 年 8 月 29 日（金） 午後 3 時まで	提案内容資料（自由様式。 ただし A4 印刷とする。）
見積書（第 6 号様式）		業務実行に関わる詳細な 内訳書を添付すること。

配置従事者調書（第 7 号様式）		未確定の場合は予定と記入すること。
事業者の概要（自由様式）		企業理念・事業体制及び営業内容が分かる資料。ただし A 4 印刷とする。
審査	令和 7 年 9 月中下旬	詳細は別途通知
受託候補者の選定結果通知	令和 7 年 9 月下旬	
受託候補者との協議	令和 7 年 9 月下旬	
契約の締結	令和 7 年 10 月上旬	

7 プロポーザル参加に関する手続

(1) 募集要領等の交付期間

- ・ 交付期間：令和 7 年 7 月 30 日（水）午後 3 時から 8 月 25 日（月）午後 3 時までとする。
- ・ 交付方法：本市のホームページにて公開する。

(2) プロポーザル参加申込書（第 1 号様式）の提出

プロポーザル参加申込書を以下により受け付ける。

（ア）提出期間：令和 7 年 7 月 30 日（水）～8 月 25 日（月）午後 3 時までとする。

（イ）提出場所：洲本市本町三丁目 4 番 10 号

産業振興部商工観光課（市役所本庁舎 2 階）

（ウ）提出方法：持参にて提出すること。

※郵送、電話、FAX 及びメールによる受付は行わない。

（エ）提出書類（各 1 部用意すること）

- ① プロポーザル参加申込書（第 1 号様式）
- ② 参加資格確認書（第 2 号様式）
- ③ 洲本市暴力団排除条例に係る誓約書（第 3 号様式）
- ④ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書（全部事項）
- ⑤ 既に納期が到来している法人税、法人市民税、並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書は「その 3」又は「その 3 の 3」で提出すること。）
- ⑥ 会社概要

※ ④・⑤については、発行後 3 ヶ月以内の原本に限る。

※共同事業体においては共同事業体に関する協定書、及びすべての構成事業者の④・⑤にかかる書類を提出すること。

※共同事業体においては、代表企業への委任状(第 11 号様式)を提出すること。

（オ）参加資格の確認の留意点

- ・ 本市は、提出されたプロポーザル参加申込書により、参加を表明した者に対し参加資格の可否をメール若しくは書面にて令和 7 年 8 月下旬に連絡する。
- ・ 参加資格要件を満たしていることが確認された者であっても、委託契約締結までの間に、参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、その時点で失格とする。

(3) 質問書の提出及び回答

質問を以下のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間

令和7年8月13日（水）午後3時までとする。

※土曜日、日曜日、祝日は除く。

(イ) 質問方法

本市所定様式に記入の上、下記（ウ）の提出先にメール、FAX、郵送のいずれかにより提出すること。なお、必ず電話で受信を確認すること。

(ウ) 提出先

洲本市本町三丁目4番10号

洲本市産業振興部商工観光課（市役所本庁舎2階）

電話 (0799) 22-3321（代表）

FAX (0799) 23-0978

メール shoukou@city.sumoto.lg.jp

(エ) 質問に対する回答

・回答日

令和7年8月20日（水）

・回答方法

寄せられた質疑及びそれに対する回答を一覧にし、市HPへ掲載する。

(4) 企画提案書（第5号様式）、見積書（第6号様式）、配置従事者調書（第7号様式）、事業者の概要（自由様式）の提出について

(ア) 提出期限

令和7年8月29日（金）午後3時までとする。

(イ) 提出場所

洲本市本町三丁目4番10号

産業振興部商工観光課（市役所本庁舎2階）

(ウ) 提出方法

持参にて提出すること。

※郵送、電話、FAX及びメールによる受付は行わない。

(エ) 提出書類

提出書類は、様式集に示すとおりとし、正本1部 副本9部を提出すること。

なお、審査後、提出された書類については審査結果の如何に関わらず副本を返却しない。

(オ) その他

企画提案書は、表紙を除き、A4サイズ両面10枚程度とする。

(5) 参加の辞退

提案者が、当該プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（第9号様式）を提出すること。なお、プロポーザルを辞退した者が、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けることはない。

(6) その他

本市が提示する資料及び回答書は、本要領と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

8 業務の一括再委託の禁止

当業務の受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、受注者があらかじめ、業務の一部について外部に委託し、又は請け負わせることについて、本市の承諾を得た場合はこの限りでない。

9 選定委員会の設置と審査について

(1) 選定委員会の設置

本市が計画している「洲本市観光シェアサイクル実証運行業務」についてプロポーザル方式により優先交渉権者を決定するにあたり、中立で公平かつ公正な審査を行うことを目的として、選定委員会を設置する。

(2) 審査

(ア) 審査日時

令和7年9月中下旬の予定であるが、開催時刻・場所等の詳細については、提案書類提出期限以降に連絡するものとする。

なお、審査は、プレゼンテーション審査（30分程度を予定）によるものとする。

(イ) 審査場所

洲本市災害対策室（市役所本庁舎4階） ※変更となる場合があります。

(ウ) 留意事項

- ① 審査会場への入場者数は、応募事業者各3名までとする。
- ② 企画提案書の提出期限までに提出された企画提案書に添付していなかった資料を新たに提出することはできない。
- ③ 指定された時間までに参集していない場合は辞退したものとみなす。
- ④ プレゼンテーション審査で、提出した企画提案書を補足する内容のスライドや映像を使用することは可能。その場合、スクリーン、プロジェクター、HDMIケーブルは、本市で用意するが、それ以外に必要な機材（パソコン等）は提案事業者で用意すること。
- ⑤ 応募者が1社のみであっても、プロポーザルは成立することとし、審査及び選定を行う。

(エ) 審査基準（5段階評価 各項目10点 合計100点）

※様式第8号にて審査

評価項目	配点	求める事項
企画提案	10点	・業務の実施に効果があると見込まれる独自の提案がなされているか。 ・専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現・提案となっているか。 ・拠点場所が利用されやすい場所となっているか。
運営実績	10点	・シェアサイクル事業に関する類似業務実績や観光に関連する業務のノウハウを有しているか【他市での

		運営実績なども含む】
利用方法、料金、決済手段	10点	・登録・利用方法が容易か。電動自転車の空き情報を容易に確認できるか。【登録項目、登録・利用方法、空き状況の確認手段、情報更新の頻度など】 ・利用しやすい料金設定となっているか。複数の決済手段を選択できるか。【利用料金、利用できる決済手段など】
多言語対応	10点	・使用するアプリなどが、日本語のほか、複数の外国語に対応しているか。【対応言語数など】
電動自転車の仕様	10点	・電動自転車は幅広い年代の乗りやすさに配慮されているか。【電動自転車の仕様など】 ・電動自転車のバッテリー交換・充電の仕組みなど
緊急時の対応、安全対策等	10点	・事故・トラブルなど緊急時の対応窓口、体制及び問い合わせ方法は考えられているか。【専用窓口の有無、対応時間など】 ・電動自転車の点検・メンテナンスなど安全対策はどのように実施するか。【点検・メンテナンス頻度等】 ・加入する保険の補償範囲は十分か。【補償内容（対人・対物・盗難・破損など）、補償金額、自己負担の程度など】
運営体制	10点	・運営組織について適切な人員・責任者が配置されているか。【運営体制、人員数など】
データ提供	10点	・本市に有用なデータを提供できるか。【提供できるデータの種類、活用方法など】
実証運行終了後について	10点	・実証実験終了後の継続委託も見込める提案か。 ・利用者の意見、提案を事業に反映できる仕組みがあるか
見積金額	10点	・予算内の委託料となっているか、若しくは提案内容に対する妥当性があるか。
計	100点	

10 優先交渉権者の決定等

（1）優先交渉者の決定

選定委員会は、提案者から提出された提案書類について、第8号様式に基づいて審査を行い、合計点数60点以上の最高得点を獲得した事業者を優先交渉権者とし、第2位を次点交渉権者として決定する。ただし、最高得点者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を上位とする。

なお、見積額も同額の場合は選定委員の合議により順位を決定する。

（2）失格要件

次のいずれかに該当するものは、無効とする。

- ① 契約限度額を上回る価格によるもの。
- ② 審査における合計点数の平均が60点未満の場合は失格とする。
- ③ 応募事業者の記名押印がないもの。
- ④ 本市が交付した様式を用いていないもの。
- ⑤ 応募事業者又はその代理人が2以上の応募提案したときは、その全部のもの。
- ⑥ 応募事業者又はその代理人がそれぞれ応募提案したときは、その双方のもの。
- ⑦ 他の応募事業者の代理人を兼ね又は2以上の代理人として応募提案したときはその全部のもの。
- ⑧ 見積金額又は応募事業者の氏名その他主要部分が識別し難いもの
- ⑨ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- ⑩ 応募提案に関し不正な行為を行った者がしたもの。
- ⑪ 本プロポーザルに関する条件に違反したもの。

(3) 審査結果の公表及び情報公開等について

- ① 実証運行予定事業者を決定したときは、その者の事業者名及び事業費（税込）を、本市HPにて公表し、当該事業者に対しメール等の方法にて通知する。
- ② 事業者が決定しないときは、その旨を本市HPにて公表する。
- ③ 審査結果については、提案者全員に書面で通知するとともに、本市HPで公表する。
- ④ 審査決定後の問合せに対しては、実証運行予定事業者名、及び事業費を回答する。
- ⑤ 本件に係る情報公開請求があった場合には、洲本市の保有する情報の公開に関する条例（令和4年12月20日条例第25号）に基づき、プロポーザル参加者や優先交渉権者決定方法等を公開することがある。

11 契約締結に向けての協議等

- (1) 本プロポーザルでは、本業務に適した提案者を選定するものであり、契約を締結するまでは本市と契約関係は生じない。
- (2) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様書等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、その結果により契約を締結する。（企画提案時の内容及び見積額とは異なることがある。）
- (3) 契約保証金については、洲本市契約規則（平成18年2月11日規則第53号）の規定による。
- (4) 業務の実施に際して個人情報を取得したときは、洲本市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月20日条例第23号）の規定に基づき、これを適切に取り扱うものとする。

12 その他

応募の手続きに関する一切の費用については、応募者の負担とする。

※募集に関する問合せ先：洲本市本町三丁目4番10号

洲本市産業振興部商工観光課

電 話 （0799）22-3321（代表）

F A X （0799）23-0978

メー ル shoukou@city.sumoto.lg.jp

(第1号様式)

プロポーザル参加申込書

令和7年 月 日

洲本市長 上崎 勝規 様

募集要領の各条項を承知の上、洲本市観光シェアサイクル実証運行業務について、次のとおり参加したいので、書類を添えて申し込みます。

なお、洲本市 HP に予定事業者名を掲載することに同意します。

記

業務名 洲本市観光シェアサイクル実証運行業務

1 申込者

住 所

(所在地) 〒 ー

氏 名

(名称及び代表者氏名)

印

2 事務担当者

所属部署

氏 名

電 話

3 添付書類

- ① プロポーザル参加申込書（第1号様式）
 - ② 参加資格確認書（第2号様式）
 - ③ 洲本市暴力団排除条例に係る誓約書（第3号様式）
 - ④ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書（全部事項）
 - ⑤ 既に納期が到来している法人税、法人市民税、並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
（納税証明書は「その3」又は「その3の3」で提出すること。）
 - ⑥ 会社概要
- ※ ④・⑤については、発行後3ヶ月以内の原本に限る。

(第2号様式)

参加資格確認書

令和7年 月 日

洲本市長 様

住 所
(所 在 地)
氏 名
(名称及び代表者氏名) 印

貴市における洲本市観光シェアサイクル実証運行業務の申し込みにつき、下記に掲げる事項に相違ないことを確認します。

記

- 1 直近3年間において、法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税（個人の場合は市民税）を滞納していません。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号、洲本市暴力団排除条例（平成25年洲本市条例第2号）第2条第1号又は同条第2号及び同条第3号に規定する暴力団又は暴力的集団の構成員等及び密接関係者ではありません。
- 3 洲本市による入札等参加の指名停止を受けていません。
- 4 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当していません。
- 5 「洲本市観光シェアサイクル実証運行業務募集要領」及び「洲本市観光シェアサイクル実証運行業務に関する仕様書」の内容を遵守します。
- 6 共同事業体にて参加する場合は、共同事業体に関する協定書を締結していること。
- 7 共同事業体にて参加する場合は、名称を定め事業を統括する代表事業者を選任していること。
- 8 共同事業体の構成事業者は、重複して1者又は他の共同事業体として参加することができないものとする。
- 9 共同事業体を構成する各事業者は上記1～5に掲げる要件をすべて備えていること。

誓 約 書

市発注の下記1の契約（以下「本契約」という。）の締結に当たり、洲本市暴力団排除条例（平成25年洲本市条例第2号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することにならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記2のとおり誓約する。

なお、発注者が本誓約書写し及び下記2(4)の情報を所管の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること並びに発注者が警察署長に下記2(1)及び同(2)に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報を発注者が他の契約において暴力団及び暴力団員を排除するために利用することについて同意する。

記

1 市発注の契約名

洲本市観光シェアサイクル実証運行業務

2 誓約事項

- (1) 受注者は、洲本市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱（平成25年洲本市告示第13号）の第2条に規定する暴力団等に該当しないこと。
- (2) この契約の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記(1)に該当する者をその受注者とししないこと。
- (3) 受注者が前2号の誓約事項に違反したときは、本契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
- (4) 発注者が、受注者又は下請契約等の受注者が暴力団及び暴力団員等に該当するかを確認するために、その役員等（受注者又は下請契約等の受注者が、個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）についての名簿その他の情報の提供を求めた場合には、受注者はその役員等の承諾を得て速やかに必要な情報を発注者に提出すること。

年 月 日

（発注者）

洲本市長 様

（受注者）

住 所

（所在地）

氏 名

（ 法人名
代表者 ）

役員一覧表

記載方法

- ① 記載例に従って、各項目を記載してください。
- ② 個人事業者の場合には代表者を、法人の場合にはその役員又はその支店若しくは契約権限を有する事務所の代表者を記載してください。
- ③ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

役職	氏名	カナ	生年月日	性別
(記載例) 代表取締役	洲本 太郎	スモト タロウ	明治 大正 昭和 平成 ○年 ○月 ○日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女

洲本市暴力団排除条例（平成 25 年洲本市条例第 2 号） 抜粋

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア 暴力団員が役員（法第 9 条第 21 号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者

イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者

ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。

(ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為

(イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為

(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

エ アからウまでに掲げるいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者

洲本市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱（平成 25 年洲本市告示第 13 号） 抜粋

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団等 暴力団及び暴力団員並びに条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。

(第4号様式)

質 問 書

令和7年 月 日

洲本市長 様

住 所

(所 在 地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

印

(事務担当者)

所属部署

氏 名

電 話

事業名 洲本市観光シェアサイクル実証運行業務

質問内容（質問欄が不足する場合は質問番号を追加し複数枚で提出してください。）

1
2
3
4

※質問事項は、要点を明らかにして簡潔に記入してください

(第5号様式)

洲本市観光シェアサイクル実証運行業務
企画提案書

令和7年 月 日

洲本市長 上崎 勝規 様

住 所
(所 在 地)
氏 名
(名称及び代表者氏名) 印

「洲本市観光シェアサイクル実証運行業務」について、下記の書類を添えて提出します。
なお、企画提案書等に記載した事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 提案内容資料（様式自由。ただし、A4サイズ両面10枚程度（表紙は除く）にて印刷
- 2 見積書（第6号様式。内訳書を添付）
- 3 配置従事者調書（第7号様式）
- 4 事業者の概要（業務体制、営業内容等）が分かる資料（様式自由。A4印刷）

<本件に関する連絡先>

- ・担当者役職・氏名（ふりがな） _____
- ・電話番号 _____
- ・FAX番号 _____

(第 6 号様式)

見 積 書

令和 7 年 月 日

洲本市長 上崎 勝規 様

住 所
(所 在 地)
氏 名
(名称及び代表者氏名)

印

下記の業務に係る見積金額を提出します。

記

1 業務名称 洲本市観光シェアサイクル実証運行業務

2 見積金額

(消費税及び地方消費税相当額を含まない)

		百万			千			円

※1 金額の前には、¥をつけてください。

※2 上記金額に係る内訳書を添付してください。(様式自由)

(第7号様式)

配置従事者調書

業務責任者及び従事者一覧（雇用契約予定者は予定者と明記）

従事体制	氏名	役職・所属等	所有資格(運転免許等)
業務責任者			
従事者 1			
従事者 2			
従事者 3			
従事者 4			
従事者 5			
従事者 6			
従事者 7			
従事者 8			
従事者 9			
従事者 10			

①業務責任者は本業務のすべての統括責任者とする。

②記載欄が不足する場合は、適宜、追加してください。

(第8号様式)

「洲本市観光シェアサイクル実証運行業務」に関する受託候補者審査表

審査者名 ()

配点基準について A (極めて良好) B (良好) C (普通) D (やや不十分) E (不十分)

評価項目	評価内容	配 点					備考
		A	B	C	D	E	
企画提案	・業務の実施に効果があると見込まれる独自の提案がなされているか ・専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現・提案となっているか。 ・拠点場所が利用されやすい場所となっているか。	10	8	6	4	2	
運営実績	・シェアサイクル事業に関する類似業務実績や観光に関連する業務のノウハウを有しているか【他市での運営実績なども含む】	10	8	6	4	2	
利用方法、料金、決済手段	・登録・利用方法が容易か。電動自転車の空き情報を容易に確認できるか。【登録項目、登録・利用方法、空き状況の確認手段、情報更新の頻度など】 ・利用しやすい料金設定となっているか。複数の決済手段を選択できるか。【利用料金、利用できる決済手段など】	10	8	6	4	2	
多言語対応	・使用するアプリなどが、日本語のほか、複数の外国語に対応しているか。【対応言語数など】	10	8	6	4	2	
電動自転車の仕様	・電動自転車は幅広い年代の乗りやすさに配慮されているか。【電動自転車の仕様など】 ・電動自転車のバッテリー交換・充電の仕組みなど	10	8	6	4	2	
緊急時の対応、安全対策等	・事故・トラブルなど緊急時の対応窓口、体制及び問い合わせ方法は考えられているか。【専用窓口の有無、対応時間など】 ・電動自転車の点検・メンテナンスなど安	10	8	6	4	2	

	全対策はどのように実施するか。【点検・メンテナンス頻度等】 ・加入する保険の補償範囲は十分か。【補償内容（対人・対物・盗難・破損など）、補償金額、自己負担の程度など】						
運営体制	・運営組織について適切な人員・責任者が配置されているか。【運営体制、人員数など】	10	8	6	4	2	
データ提供	・本市に有用なデータを提供できるか。【提供できるデータの種類、活用方法など】	10	8	6	4	2	
実証運行終了後について	・実証実験終了後の継続委託も見込める提案か。 ・利用者の意見、提案を事業に反映できる仕組みがあるか	10	8	6	4	2	
見積金額	・予算内の委託料となっているか、若しくは提案内容に対する妥当性があるか。	10	8	6	4	2	
合 計							

(第9号様式)

プロポーザル参加辞退届

令和7年 月 日

洲本市長 上崎 勝規 様

住 所
(所 在 地)
氏 名
(名称及び代表者氏名) 印

下記業務に係る公募型プロポーザルに令和7年 月 日付にて参加申込しましたが、
当方の都合により辞退いたします。

記

業務名 洲本市観光シェアサイクル実証運行業務

委任状

令和7年 月 日

洲本市長 上崎 勝規 様

住 所
(所 在 地)
氏 名
(名称及び代表者氏名)

印

私は、次の者を代理人と定め、貴市に対する下記に関する権限を委任します。

受任者 住所（所在地）
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号
FAX 番号
メールアドレス

委任期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 業務名 | 洲本市観光シェアサイクル実証運行業務 |
| 2 | 委任事項 | 1 入札及び見積に関する件
2 契約保証に関する件
3 契約の締結に関する件
4 工事施工、物品納入、その他の業務の請負に関する件
5 契約金の請求並びに受領に関する件
6 復代理人選任に関する件
7 その他 |

[]

受任者使用印鑑	
---------	--

(第 11 号様式)

委任状

令和7年 月 日

洲本市長 上崎 勝規 様

委任者 ※企業数が足りない場合は追加してください。

共同企業体の構成員

住所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

印

共同企業体の構成員

住所

(所在地)

氏名

(名称及び代表者氏名)

印

私達は、次の共同企業体の代表者を代理人と定め、下記の業務に関する事項を委任します。

共同企業体の名称：

受任者（共同企業体の代表者）

住所

(所在地)

氏名

(名称及び代表者氏名)

印

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 業務名 | 洲本市観光シェアサイクル実証運行業務 |
| 2 | 委任事項 | 1 入札及び見積に関する件
2 契約保証に関する件
3 契約の締結に関する件
4 工事施工、物品納入、その他の業務の請負に関する件
5 契約金の請求並びに受領に関する件
6 復代理人選任に関する件
7 その他 |

$$\left[\begin{array}{c} \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \end{array} \right]$$

受任者使用印鑑	
---------	--